

関 係 法 令

◎ 水 道 法 (抄)

昭和32年 6月15日法律第177号
改正 令和 元年 6月14日法律第 37号

目次

- 第1章 総則 (第1条—第5条)
 - 第2章 水道の基盤の強化 (第5条の2—第5条の4)
 - 第3章 水道事業
 - 第1節 事業の認可等 (第6条—第13条)
 - 第2節 業務 (第14条—第25条)
 - 第3節 指定給水装置工事事業者 (第25条の2—第25条の11)
 - 第4節 指定試験機関 (第25条の12—第25条の27)
 - 第4章 水道用水供給事業 (第26条—第31条)
 - 第5章 専用水道 (第32条—第34条)
 - 第6章 簡易専用水道 (第34条の2—第34条の4)
 - 第7章 監督 (第35条—第39条)
 - 第8章 雑則 (第39条の2—第50条の3)
 - 第9章 罰則 (第51条—第57条)
- 附則

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との間の連携等(水道事業者等との間の連携及び二以上の水道事業又は水道用

水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営業者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を営業者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、^ふ弗素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

(施設基準)

第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、^ろ濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令）で定める。

第1章の2 広域的水道整備計画

第5条の2 (略)

第5条の3 (略)

第3章 水道事業

第1節 事業の認可等

第6条 (事業の認可及び経営主体) (略)

第7条 (認可の申請) (略)

第8条 (認可基準) (略)

第9条 (附款) (略)

第10条 (事業の変更) (略)

第11条 (事業の休止及び廃止) (略)

第12条 (技術者による布設工事の監督) (略)

第13条 (給水開始前の届出及び検査) (略)

第2節 業務

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。

五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

7 国土交通大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることを認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第18条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第19条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第22条の2第2項に規定する点検を含む。)

二 第13条第一項の規定による水質検査及び施設検査

三 給水装置の構造及び材質が第16条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第1項の規定による水質検査

- 五 第21条第一項の規定による健康診断
- 六 第22条の規定による衛生上の措置
- 七 第22条の3第1項の台帳の作成
- 八 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
- 九 第37条前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

(水質検査)

第20条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録をうけた者に委託して行うときは、この限りでない。

第20条の2から16まで (略)

(健康診断)

第21条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第22条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第22条の2から4まで (略)

(給水の緊急停止)

第23条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火栓)

第24条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(情報提供)

第24条の2 水道事業者は、水道の需要者に対し、国土交通省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

(業務の委託)

第24条の3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2～8項 (略)

第24条の4から13まで (略)

第25条 (簡易水道事業に関する特例) (略)

第3節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

（給水装置工事主任技術者）

第25条の4 指定給水装置工事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他国土交通省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者免状）

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。

2 国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

3 国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納の事務は、国土交通大臣が行う。

5 前各項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

（給水装置工事主任技術者試験）

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、国土交通大臣及び環境大臣が行う。

2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、国土交通省令・環境省令で定める。

(変更の届出等)

第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第25条の10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

一 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。

三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第4節 指定試験機関

第25条の12から27まで(略)

第4章 水道用水供給事業

第26条 (事業の認可) (略)

第27条 (認可の申請) (略)

第28条 (認可基準) (略)

第29条 (附款) (略)

第30条 (事業の変更) (略)

第31条 (準用規定) (略)

第5章 専用水道

(確認)

第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水道事務所の所在地

3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 1日最大給水量及び1日平均給水量

二 水源の種別及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の概要

五 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

六 浄水方法

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他国土交通省令で定める事項

5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。

(準用)

第34条 第13条、第19条(第2項第3号及び第7号を除く。)、第20条から第22条の2まで、第23条及び第24条の3(第7項を除く。)の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	国土交通大臣	都道府県知事
第19条第2項	事項	事項(第3号及び第7号に掲げる事項を除く。)

第24条の3第2項	国土交通大臣	都道府県知事
第24条の3第4項	第19条第2項各号	第19条第2項各号(第3号及び第7号を除く。)
第24条の3第6項	第17条、第20条から第22条の3	第20条から第22条の2
	第25条の9、第36条第2項並びに第39条(第2項)	第36条第2項並びに第39条(第1項)
第24条の3第8項	同項各号	同項各号(第3号及び第7号を除く。)

2 一日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第3項の規定を準用しない。

第6章 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第34条の3 （検査の義務）（略）

第34条の4 （準用）（略）

第7章 監督

（認可の取消し）

第35条 国土交通大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、国土交通大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3 国土交通大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第1項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

（改善の指示等）

第36条 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るために緊急に必要なと認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専

用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

第38条 国土交通大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条 国土交通大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第8項において同じ。）を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 4 前3項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、か

つ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8章 雑則

第39条の2 (災害その他非常の場合における連携及び協力の確保) (略)

第40条 (水道用水の緊急応援) (略)

第41条 (合理化の勧告) (略)

第42条 (地方公共団体による買収) (略)

第43条 (水源の汚濁防止のための要請等) (略)

第44条 (国庫補助) (略)

第45条 (国の特別な助成) (略)

第45条の2 (研究等の推進) (略)

(手数料)

第45条の3 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第45条の4 (意見聴取等) (略)

第45条の5 (国土交通大臣と環境大臣の連携)

第46条 (都道府県が処理する事務) (略)

第47条 (権限の委任)

第48条 (管轄都道府県知事) (略)

第48条の2 (保健所を設置する市又は特別区に関する読替え等) (略)

(審査請求)

第48条の3 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不作為については、国土交通大臣及び環境大臣に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる。

(特別区に関する読替)

第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第50条 (国の設置する専用水道に関する特例) (略)

第50条の2 (国の設置する簡易専用水道に関する特例) (略)

第50条の3 (経過措置) (略)

第9章 罰則

第51条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 前2項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第6条第1項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者
- 二 第23条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第26条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項前段の規定に違反した者
- 二 第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第15条第1項の規定に違反した者
- 四 第15条第2項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者
- 五 第19条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第24条の3第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者
- 七 第24条の3第3項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 八 第24条の7第2項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 九 第30条第1項の規定に違反した者
- 十 第37条の規定による給水停止命令に違反した者
- 十一 第40条第1項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定による命令に違反した者

第53条の2 第20条の13（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条の3 第25条の17第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条の4 第25条の24第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者
- 二 第13条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者
- 三 第20条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第21条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反

した者

五 第22条(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第29条第1項(第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認可に付された条件に違反した者

七 第32条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

八 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第7条第4項第7号の規定により事業計画書に記載した供給条件(第14条第6項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第38条第2項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件)によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二 第10条第3項、第11条第3項(第31条において準用する場合を含む。)、第24条の3第2項(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)又は第30条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項(第24条の8第1項(第31条において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第20条の9(第34条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第20条の14(第34条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第20条の15第1項(第34条の4において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第25条の20の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第25条の22第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第25条の23第1項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第57条 正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 (昭和32年6月法律第177号) から

附 則 (平成29年5月31日法律第41号) まで (略)

附 則 (平成30年12月12日法律第92号) (抄)

(指定給水装置工事業者の指定の更新に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に水道法第16条の2第1項の指定を受けている同条第2項に規定する指定給水装置工事業者の施行日後の最初の新法第25条の3の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行の日(以下この項において「改正法施行日」という。)の前日から起算して5年(当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の5年前の日以前である場合にあつては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間)を経過する日まで」とする。

附 則 (令和元年6月14日法律第37号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第40条、第59条、第61条、第75条(児童福祉法第34条の20の改正規定に限る。)、第85条、第102条、第107条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第26条の改正規定に限る。)、第111条、第143条、第149条、第152条、第154条(不動産の鑑定評価に関する法律第25条第6号の改正規定に限る。)及び第168条並びに次条並びに附則第3条及び第6条の規定 公布の日

◎水道法施行令（抄）

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

昭和32年12月12日 政令第336号
改正 令和 元年12月13日 政令第183号
改正 令和 6年3月29日 政令第102号

（専用水道の基準）

第1条 水道法（以下「法」という。）第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1,500メートル
- ニ 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

第3条 （水道施設の増設及び改造の工事）（略）

第4条 （法第11条第2項に規定する給水人口の基準）（略）

第5条 （布設工事監督者の資格）（略）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は、漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

第7条 （水道技術管理者の資格）（略）

第8条 （登録水質検査機関等の登録の有効期間）

第9条 （業務の委託）（略）

第10条 （略）

第11条 （受託水道業務技術管理者の資格）（略）

第12条 (国庫補助) (略)

(手数料)

第13条 法第45条の3第1項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者
2,500円
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、2,450円）
 - 二 免状の書換え交付を受けようとする者
2,150円
（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）
 - 三 免状の再交付を受けようとする者
2,150円
（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）
- 2 法第45条の3第2項の政令で定める受験手数料の額は、16,800円とする。

第14条 (都道府県の処理する事務) (略)

第15条 (指定都道府県の処理する事務) (略)

第16条 (管轄都道府県知事) (略)

附 則 (昭和32年12月政令第336号) から

附 則 (平成31年4月17日政令第154号) まで (略)

附 則 (令和元年12月13日政令第183号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年12月16日)から施行する。

附則 (令和6年3月29日政令第102号)

◎ 水道法施行規則 (抄)

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

昭和32年12月14日厚生省令第45号
改正 令和2年6月10日厚生労働省令第120号
改正 令和6年3月29日厚生労働省令第65号

目次

- 第1章 水道事業
 - 第1節 事業の認可等(第1条―第17条の4)
 - 第2節 指定給水装置工事事業者(第18条―第36条)
 - 第3節 指定試験機関(第37条―第48条)
 - 第2章 水道用水供給事業(第49条―第52条)
 - 第3章 専用水道(第53条・第54条)
 - 第4章 簡易専用水道(第55条―第56条の8)
 - 第5章 雑則(第57条)
- 附則

第1章 水道事業

第1節 事業の認可等

(令第1条第2項の国土交通省令で定める目的)

第1条 水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)第1条第2項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供することとする。

第1条の2から3まで(略)

第2条 (事業計画書の記載事項)(略)

第3条 (工事設計書に記載すべき水質試験の結果)(略)

第4条 (工事設計書の記載事項)(略)

第5条から第7条まで (法第8条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目)(略)

第7条の2 (事業の変更の認可を要しない軽微な変更)(略)

第8条 (変更認可申請書の添付書類等)(略)

第8条の2から4まで(略)

第9条 (布設工事監督者の資格)(略)

第10条 (給水開始前の水質検査)(略)

第11条 (給水開始前の施設検査)(略)

(法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第12条から同条の3まで(略)

第12条の4 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第4号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

二 料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

第12条の5 法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第5号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第12条の6 (料金の変更の届出) (略)

(給水装置の軽微な変更)

第13条 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

第14条 (水道技術管理者の資格) (略)

第14条の2から**16**まで (略)

第15条 (定期及び臨時の水質検査) (略)

第15条の2から**10**まで (略)

第16条 (健康診断) (略)

第17条 (衛生上必要な措置) (略)

第17条の2から**4**まで (略)

(情報提供)

第17条の5 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第6号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第7号及び第8号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

二 水道事業の実施体制に関する事項(法第24条の3第1項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。)

三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

四 水道料金その他需要者の負担に関する事項

五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項

六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項

七 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果

八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第17条の6から12まで (略)

第2節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人にあつては、役員の氏名

二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所(第21条第3項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号

三 事業の範囲

(国土交通省令で定める機械器具)

第20条 法第25条の3第1項第2号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四 水圧テストポンプ

(国土交通省令で定める者)

第20条の2 法第25条の3第1項第3号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の選任)

第21条 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、前2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。

第22条 法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第23条 法第25条の4第3項第4号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

(免状の交付申請)

第24条 法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第4による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）
- 二 第33条の規定により交付する合格証書の写し

(免状の様式)

第25条 法第25条の5第1項の規定により交付する免状の様式は、様式第5による。

(免状の書換え交付申請)

第26条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第6による。

(免状の再交付申請)

第27条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、国土交通大臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。

- 2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第7による。
- 3 免状を破り、又は汚した者が第1項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。
- 4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、5日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第28条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第29条 国土交通大臣及び環境大臣は、法第25条の6第1項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

第30条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生概論

- 二 水道行政
- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論
- 八 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第31条 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第32条 試験を受けようとする者は、様式第8による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣(法第25条の12第1項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。

- 一 法第25条の6第2項に該当する者であることを証する書類
- 二 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- 三 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第9による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第33条 国土交通大臣及び環境大臣(指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第34条 法第25条の7の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、役員の名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - 二 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第11による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準

は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

第3節 指定試験機関

- 第37条 （指定試験機関の指定の申請） （略）
- 第38条 （指定試験機関の名称等の変更の届出） （略）
- 第39条 （役員を選任又は解任の認可の申請） （略）
- 第40条 （試験委員の要件） （略）
- 第41条 （試験委員の選任又は変更の届出） （略）
- 第42条 （試験事務規程の認可の申請） （略）
- 第43条 （試験事務規程の記載事項） （略）
- 第44条 （事業計画及び収支予算の認可の申請） （略）
- 第45条 （帳簿） （略）
- 第46条 （試験結果の報告） （略）
- 第47条 （試験事務の休止又は廃止の許可の申請） （略）
- 第48条 （試験事務の引継ぎ等） （略）

第2章 水道用水供給事業

- 第49条 （認可申請書の添附書類等） （略）

第50条 (事業計画書の記載事項) (略)

第51条 (変更認可申請書の添付書類等) (略)

第51条の2から5まで (略)

第52条 (準用) (略)

第3章 専用水道

第53条 (確認申請書の添付書類等) (略)

第54条 (準用) (略)

第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣)が定めるところによるものとする。

第56条の2から8まで (略)

第5章 雑則

第57条 (証明書の様式) (略)

附 則 (昭和32年12月14日厚生省令第45号) から

附 則 (令和 元年6月10日厚生労働省令第57号) まで (略)

附 則 (令和 2年6月10日厚生労働省令第120号)

附 則 (令和 6年3月29日厚生労働省令第65号)

この省令は、交付の日から施行する。

◎水質基準に関する省令（抄）

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令

平成15年 5月30日 厚生労働省令第101号
 一部改正 令和2年 3月25日 厚生労働省令第 38号
 令和2年4月1日施行

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。

33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること。
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。
47	pH	値 5.8以上 8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭	気 異常でないこと。
50	色	度 五度以下であること。
51	濁	度 二度以下であること。

附 則 (令和2年3月25日厚生労働省令第38号) 抄
(施行期日)

第1条 この省令は、令和2年4月1日から施行する。

◎給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抄）

※所管省庁は国の通知後に改訂を行う。

平成 9年3月19日 厚生省令第14号

一部改正 令和2年3月25日 厚生労働省令第38号

令和2年4月1日施行

（耐圧に関する基準）

第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前1号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20kPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

（浸出等に関する基準）

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲

げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにおいては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2 m毎秒又は当該給水用具内の動水圧0.15MPaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにおいては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにおいては、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側から-54kPaの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3mmを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3kPa及び1.5MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、

同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5MPa	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3kPa及び1.5MPa	3kPa
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5MPa	50kPa
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5MPa	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50kPaのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側から -54kPa の圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が 75mm を超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から -54kPa の圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側から -54kPa の圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が 25mm 以下のものにあつては、別表第2の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が 25mm を超えるものにあつては、別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているも

のを除く。以下「弁類」という。)にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下20度±2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下20度±2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第7条 弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則 (平成16年1月26日厚生労働省令第6号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成17年3月31日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「0.5mg/l」とあるのは「1.0mg/l」と、同項の下欄中「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

第3条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「0.0005mg/l」とあるのは「0.005mg/l」とする。

第4条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成21年3月6日厚生労働省令第27号) から

附 則 (平成22年2月17日厚生労働省令第18号) 抄

附 則 (平成23年1月28日厚生労働省令第11号) 抄

附 則 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) まで (略)

附 則 (令和2年3月25日厚生労働省令第38号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(次条において「新給水装置省令」という。)別表第一六価クロム化合物の項の適用に

については、同項中欄中「0.002mg/l」とあるのは、「0.005mg/l」とする。

第3条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第1

事 項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.0003mg/L以下であること。	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下であること。
水 銀 及 び そ の 化 合 物	水銀の量に関して、 0.00005mg/L以下であること。	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下であること。
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	セレンの量に関して、 0.001mg/L以下であること。	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下であること。
鉛 及 び そ の 化 合 物	鉛の量に関して、 0.001mg/L以下であること。	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下であること。
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	ヒ素の量に関して、 0.001mg/L以下であること。	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下であること。
六 価 ク ロ ム 化 合 物	六価クロムの量に関して、 0.002mg/L以下であること。	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L以下であること。
亜 硝 酸 態 窒 素	0.004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.001mg/L以下であること。	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L以下であること。	10mg/L以下であること。
フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	フッ素の量に関して、 0.08mg/L以下であること。	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下であること。
ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	ホウ素の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
四 塩 化 炭 素	0.0002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
1、4-ジオキサン	0.005mg/L以下であること。	0.05mg/L以下であること。
シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1、2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.002mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ベ ン ゼ ン	0.001mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ホ ル ム アル デ ヒ ド	0.008mg/L以下であること。	0.08mg/L以下であること。
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	亜鉛の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.02mg/L以下であること。	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下であること。

鉄 及 び そ の 化 合 物	鉄の量に関して、 0.03mg/L以下であること。	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下であること。
銅 及 び そ の 化 合 物	銅の量に関して、 0.1mg/L以下であること。	銅の量に関して、 1.0mg/L以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 20mg/L以下であること。	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.005mg/L以下であること。	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下であること。
塩 化 物 イ オ ン	20mg/L以下であること。	200mg/L以下であること。

蒸 発 残 留 物	50mg/L以下であること。	500mg/L以下であること。
陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02mg/L以下であること。	0.2mg/L以下であること。
非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.005mg/L以下であること。	0.02mg/L以下であること。
フ ェ ノ ー ル 類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg/L以下であること。	3mg/L以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭 気	異常でないこと。	異常でないこと。
色 度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁 度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
1、2-ジクロロエタン	0.0004mg/L以下であること。	0.04mg/L以下であること。
ア ミ ン 類	トリエチレンテトラミンとして0.01mg/L以下であること。	トリエチレンテトラミンとして0.01mg/L以下であること。
エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
酢 酸 ビ ニ ル	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
ス チ レ ン	0.002mg/L以下であること	0.002mg/L以下であること。
2、4-トルエンジアミン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
2、6-トルエンジアミン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
1、2-ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
1、3-ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
備考	主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあつては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。	

別表第2

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
1 3mm以下のもの	2 5mm以上	2 5mm以上
1 3mmを超え2 0mm以下のもの	4 0mm以上	4 0mm以上
2 0mmを超え2 5mm以下のもの	5 0mm以上	5 0mm以上

備 考

- 1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「25mm」とあり、又は「40mm」とあるのは、「50mm」とする。
- 2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあつては、この表下欄中「25mm」とあり、「40mm」とあり、又は「50mm」とあるのは、「200mm」とする。

別表第3

区		分	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁が一面の場合	壁からの離れが $(3 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上
		壁からの離れが $(3 \times D)$ mmを超え $(5 \times D)$ mm以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが $(5 \times D)$ mmを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ mm以下のもの	$(3.5 \times d)$ mm以上
近接壁が二面の場合	壁からの離れが $(4 \times D)$ mmを超え $(6 \times D)$ mm以下のもの	$(3 \times d)$ mm以上	
	壁からの離れが $(6 \times D)$ mmを超え $(7 \times D)$ mm以下のもの	$(2 \times d + 5)$ mm以上	
	壁からの離れが $(7 \times D)$ mmを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ mm以上	

備考

- 1 D : 吐水口の内径 (単位 mm)
d : 有効開口の内径 (単位 mm)
- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200mm未満の場合にあっては、当該距離は200mm以上とする。

◎ 東京都給水条例（抄）

昭和33年4月1日東京都条例第 41号
改正 令和7年10月17日条例第 128号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条－第12条）
- 第3章 給水（第13条－第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条－第30条）
- 第5章 管理（第31条－第33条）
- 第6章 貯水槽水道（第33条の2－第33条の5）
- 第7章 罰則（第34条・第35条）
- 第8章 雑則（第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、東京都（以下「都」という。）の水道の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置）

第2条 この条例において「給水装置」とは、給水のために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具または他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水区域）

第3条 水道の給水区域は、次に掲げる区域とする。

- 1 特別区の存する区域
- 2 八王子市の存する区域（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第10条第1項による認可を受けた給水区域（以下「認可区域」という。）に限る。）
- 3 立川市の存する区域
- 4 三鷹市の存する区域
- 5 青梅市の存する区域（認可区域に限る。）
- 6 府中市の存する区域
- 7 調布市の存する区域
- 8 町田市の存する区域
- 9 小金井市の存する区域
- 10 小平市の存する区域
- 11 日野市の存する区域
- 12 東村山市の存する区域

- 1 3 国分寺市の存する区域
- 1 4 国立市の存する区域
- 1 5 福生市の存する区域
- 1 6 狛江市の存する区域
- 1 7 東大和市の存する区域
- 1 8 清瀬市の存する区域
- 1 9 東久留米市の存する区域
- 2 0 武蔵村山市の存する区域
- 2 1 多摩市の存する区域（認可区域に限る。）
- 2 2 稲城市の存する区域（認可区域に限る。）
- 2 3 あきる野市の存する区域（認可区域に限る。）
- 2 4 西東京市の存する区域
- 2 5 西多摩郡瑞穂町の存する区域
- 2 6 西多摩郡日の出町の存する区域（認可区域に限る。）
- 2 7 西多摩郡奥多摩町の存する区域（認可区域に限る。）

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の承認等）

第4条 給水装置の新設又は配水管若しくは他の給水装置からの分岐部分若しくは量水器の取付部分の給水管の口径の変更をしようとする者は、あらかじめ東京都水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者は、その工事完了後直ちに管理者に届け出なければならない。ただし、管理者が別に定める工事については、この限りでない。

（新設等の費用負担区分）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が給水上特に必要があると認めた給水装置の改造又は修繕については、都がその費用の全部又は一部を負担する。

（工事の施行）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第一項の指定をした者（以下「都指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。

- 2 都指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に管理者の設計審査を受け、かつ、次に掲げるときに管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める工事については、この限りでない。
 - 一 配水管に給水管を取り付け、又は配水管から給水管を撤去したとき。
 - 二 当該工事が完了したとき。
- 3 第1項本文の指定は、法第25条の3の2第1項の規定により5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(都指定給水装置工事事業者証の交付)

第6条の2 管理者は、前条第1項本文の指定又は同条第3項の指定の更新がされたときは、都指定給水装置工事事業者に、都指定給水装置工事事業者証（以下「指定事業者証」という。）を交付する。

2 都指定給水装置工事事業者は、指定事業者証を紛失し、又はき損したときは、管理者に指定事業者証の再交付を申請することができる。

(給水装置の構造及び材料)

第6条の3 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める基準に適合させなければならない。

2 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水装置用材料の特例)

第6条の4 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止し給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から都の量水器までのうち管理者が別に定める部分の給水装置用材料（これを保護するための附属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、都指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付け、若しくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から都の量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第7条 管理者が施行する給水装置の工事の工事費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び事務費の合計額とする。

(工事費等の予納等)

第8条 管理者に第6条第1項の設計を申し込む者は、申込みの際、設計費を納入しなければならない。ただし、管理者が別に定める申込者及び管理者が特別の理由があると認めた申込者については、設計費の納入の期限を管理者が指定する期日とすることができる。

2 管理者に第6条第1項の工事を申し込む者は、設計によつて算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

3 前項の工事費の概算額は、工事完了後に清算する。

(工事費の分納)

第9条 前条第2項の工事費の概算額は、新設又は改造の工事に関するものに限り、管理者の承認を受けて3月以内において分納することができる。

(所有の留保等)

第10条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費が完納になるまでは、その給水装置の所有権は、都に留保し、その管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第11条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は、都に

その損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第12条 給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の責任とする。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあつた場合において、給水装置が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

- 一 政令第6条に定める基準に適合していないとき。
- 二 第4条第1項の承認を受けていないとき。
- 三 給水装置の工事が、管理者又は都指定給水装置工事業業者の施行したものでないとき。

(量水器の設置)

第14条 管理者は、給水するときは、使用水量を計量するため給水装置に都の量水器を設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置に都の量水器を設置することができる。

3 前2項の量水器の位置は、管理者が定める。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- 一 給水装置を共有する者
- 二 増圧給水設備その他の給水設備で管理者が別に定めるもの(以下「増圧給水設備等」という。)以下の給水装置(前条第1項の規定により都の量水器を設置したものに限る。第23条の6において同じ。)により水道を使用する者
- 三 第23条の4の規定により第23条の2及び第23条の3に定める料金が各戸に適用されることとなった共同住宅の水道使用者
- 四 受水タンク以下の装置(前条第2項の規定により都の量水器を設置したものに限る。第23条の6において同じ。)により水道を使用する者

(届出)

第16条 水道使用者または管理人若しくは給水装置所有者(以下「水道使用者等」という。)は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- 一 水道の使用をやめるとき。
- 二 公衆浴場営業(温泉、むしぶろその他の特殊な公衆浴場営業を除く。以下同じ。)に水道を使用するときまたはその使用をやめるとき。
- 三 消防演習に水道を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- 一 管理人に変更があつたときまたはその住所に変更があつたとき。

- 二 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- 三 公共の消防用として水道を使用したとき。

(消防演習の立会)

第17条 消防演習に水道水を使用する者は、管理者の指定する都の職員の立会を受けなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第18条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染しまたは漏れないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠つたため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて量水器を管理し、その量水器をき損し、または亡失したときは、都に、その損害を賠償しなければならない。

(給水停止または使用制限)

第20条 管理者は、災害その他やむを得ない場合または公益上必要があると認めた場合は、給水区域の全部または一部につき、給水を停止し、または水道の使用を制限することができる。

2 前項の給水停止または使用制限について必要な事項は、そのつど管理者が予告する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(損害の責任阻却)

第21条 前条第1項の給水停止若しくは使用制限または断水により水道使用者に損害が生ずることがあつても、都は、その責任を負わない。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第22条 料金は、水道使用者から徴収する。

2 第15条第3号に定める者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金(以下「中途使用の場合の料金」という。)は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、計算の過程又は結果における水量又は金額に1立方メートル又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 その月分の料金のみを算定する場合 使用水量にその月の日数を乗じ使用日数で除して得た水量を1月当たりの換算使用水量とし、当該換算使用水量をその月に使用したものとして算出した従量料金と1月当たりの基本料金との合計額を日割計算して得た額
- 二 その月分を含む2月分の料金を算定する場合 使用水量に算定する2月(以下「算定2月」という。)の合計日数を乗じ算定2月における使用日数で除して得た水量を2月当たりの換算使用水量とし、算定2月のうち使用日数の多い方の月(使用日数の等しいときは前の月とする。以下「先計算月」という。)については当該換算使用水量に先計算月の日数を乗じ算定2月の合計日数で除して得た水量(以下「先計算月水量」という。)を、先計算月以外の月については当該換算使用水量から先計算月水量を差し引いて得た水量(以下「後計算月水量」という。)をそれぞれ

れの月に使用したものとして算出した従量料金とそれぞれの1月当たりの基本料金との合計額をそれぞれ日割計算して得た額の合計額

(基本料金)

第23条の2 基本料金は、給水管の呼び径（量水器の取付け部分の呼び径をいう。以下同じ。）の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

給水管の呼び径	基本料金
13mm	860円
20mm	1,170円
25mm	1,460円
30mm	3,435円
40mm	6,865円
50mm	20,720円
75mm	45,623円
100mm	94,568円
150mm	159,094円
200mm	349,434円
250mm	480,135円
300mm以上	816,145円

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に使用する水道で、給水管の呼び径が40ミリメートルを超えるものに係る基本料金は、1月当たり6,865円とする。公衆浴場営業に使用する水道で、第23条の5第1項の規定を適用した場合において、同項の規定による合計額が6,865円を超えるものに係る基本料金についても、同様とする。

(従量料金)

第23条の3 従量料金は、給水管の呼び径に応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

給水管の呼び径	従量料金
25mm以下	使用水量 5m ³ を超え、10m ³ までの分 1m ³ につき 22円
	使用水量 10m ³ を超え、20m ³ までの分 1m ³ につき 128円
	使用水量 20m ³ を超え、30m ³ までの分 1m ³ につき 163円
	使用水量 30m ³ を超え、50m ³ までの分 1m ³ につき 202円
	使用水量 50m ³ を超え、100m ³ までの分 1m ³ につき 213円
	使用水量100m ³ を超え、200m ³ までの分 1m ³ につき 298円
	使用水量200m ³ を超え、1,000m ³ までの分 1m ³ につき 372円
	使用水量1,000m ³ を超える分 1m ³ につき 404円
30mm及び40mm	使用水量100m ³ までの分 1m ³ につき 213円
	使用水量100m ³ を超え、200m ³ までの分 1m ³ につき 298円
	使用水量200m ³ を超え、1,000m ³ までの分 1m ³ につき 372円
	使用水量1,000m ³ を超える分 1m ³ につき 404円
50mm及び75mm	使用数量1,000m ³ までの分 1m ³ につき 372円

	使用水量1,000m ³ を超える分	1 m ³ につき 404円
100mm以上	使用水量	1 m ³ につき 404円

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に水道を使用する場合の従量料金は、1月当たり、5立方メートルを超え10立方メートルまでの使用水量1立方メートルにつき22円、10立方メートルを超える使用水量1立方メートルにつき109円とする。

第23条の4 管理者は、共同住宅の各戸の水道使用者であつて管理者が定める基準に適合している者について特に必要があると認めるときは、その者の申請によつて各戸の水道使用者に第23条の2第1項及び前条第1項に定める料金を適用することができる。この場合において、各戸の水道使用者が使用する給水装置の給水管の呼び径は、その大きさにかかわらず、13ミリメートルとみなす。

(二以上の量水器により使用水量を計量するものの料金)

第23条の5 同一使用者が同一敷地内において水道を使用する場合の水量を二以上の量水器により計量するものの基本料金は、第23条の2第1項の表において、当該各量水器に係る給水管の呼び径に対応する基本料金に相当する額の合計額とする。

2 前項の基本料金を適用するもの(公衆浴場営業に水道を使用するものを除く。)の従量料金は、第23条の2第1項の表において、当該基本料金に対応する給水管の呼び径がある場合はその給水管の呼び径に応じ、対応する給水管の呼び径がない場合は当該基本料金の直近下位に相当する額に対応する給水管の呼び径に応じ、第23条の3第1項の表により算出して得た額とする。

3 前2項の規定は、第23条の4の規定を適用するものには、適用しない。

(住宅店舗等併用建築物の給水管の呼び径)

第23条の6 管理者は、増圧給水設備等以下の給水装置又は受水タンク以下の装置が、住居の用に供される部分と店舗、事務所その他の住居以外の用に供される部分(以下「非住宅部分」という。)とに区分して使用される建物において、当該建物の構造、水道の使用形態等が、管理者が別に定める基準に適合しているときは、当該非住宅部分の水道使用者の申請によつて、非住宅部分の給水管の呼び径の大きさを当該呼び径の大きさより小さいものとみなすことができる。

(定例日)

第24条 管理者は、料金算定の基準日として、毎月の定例日を水道使用者ごとに定める。

(使用水量の計量)

第24条の2 管理者は、水道使用者ごとに、1月又は2月の計量期間を定め、その期間ごとの定例日に使用水量を計量する。

2 前項の計量期間は、使用実績その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 管理者は、必要があると認めるときは、第1項の定例日によらないことができる。

(料金の算定)

第24条の3 管理者は、毎月又は隔月の定例日に、前条の規定より計量した使用水量(以下「計量水量」という。)に基づき料金を算定する。

(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- 一 量水器に異状があったとき。
- 二 使用水量が不明のとき(次条第1項に定める場合を除く。)

2 前項の使用水量の認定は、前回の計量水量その他の事情を考慮して行う。

(使用水量の推定等)

第25条の2 管理者は、使用水量の計量が極めて困難と認めたときは、第24条の2の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、使用水量を推定することができる。

2 前項の使用水量の推定は、前回の計量水量その他の事情を考慮して行う。

3 管理者は、第1項の規定により使用水量を推定した場合は、第24条の3の規定にかかわらず、当該推定による使用水量に基づき、料金を算定する。

4 管理者は、第1項の規定により使用水量を推定した場合において、その後最初に使用水量を計量したときは、前回の計量日以後の使用水量に基づき算定した料金から前項の規定により算定した料金を差し引いて、料金を算定する。

(料率適用区分変更の場合の料金)

第26条 月の中途において料率を適用区分を異にすることとなつた場合において、その適用日数に差があるときのその月分の料金は、適用すべき日数の多い料率適用区分に応じた料率によつて算定し、その適用すべき日数が等しいときのその月分の料金は、新たに適用されることとなつた料率適用区分に応じた料率によつて算定するものとする。

(概算料金の前納)

第27条 工事その他一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込の際、2月分に相当する概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、払込み、口座振替又は指定納付受託者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。

(手数料)

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込みの際、徴収する。ただし、管理者が別に定める申込者及び管理者が特別の理由があると認めた申込者については、手数料の徴収の期限を管理者が指定する期日とすることができる。

一	第6条第1項本文の指定を申請する者	1件につき	9,400円
二	第6条第2項の設計審査を申し込む者		
	新設又は全面改造工事	1件につき	1,800円
	その他の工事	1件につき	1,000円
三	第6条第2項第1号の工事検査を申し込む者	1件、1回につき	2,800円
四	第6条第2項第2号の工事検査を申し込む者		
	新設又は全面改造工事	1件、1回につき	2,800円
	その他の工事	1件、1回につき	2,200円
五	第6条第3項の指定の更新を申請する者	1件につき	9,400円
六	第6条の2第2項の指定事業者証の再交付を申請する者		
		1件につき	2,100円
七	第17条の消防演習の立会いを申し込む者	1回につき	2,400円
八	第32条の2第1項の確認を申し込む者	1件、1回につき	20,500円

九 給水装置の工事に関する文書（管理者が別に定めるものに限る。以下「給水装置関係文書」という。）の閲覧を申請する者	1回につき	300円
十 給水装置関係文書の写しの交付を申請する者	1件につき	400円
十一 給水装置の工事に関する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（管理者が別に定めるものに限る。以下「給水装置関係電磁的記録」という。）を印刷物として出力したもの又は給水装置関係文書をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を磁気ディスク等に保存したもの（以下「給水装置関係読取記録」という。）を印刷物として出力したものの閲覧を申請する者	1回につき	300円
十二 給水装置関係電磁的記録を印刷物として出力したもの又は給水装置関係読取記録を印刷物として出力したものの交付を申請する者	1件につき	400円
十三 給水装置関係電磁的記録又は給水装置関係読取記録の閲覧を申請する者	1回につき	300円

2 前項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する管理者が別に定める者は、同項第四号に掲げる工事検査に係る手数料を、当該工事検査に係る工事の設計審査の申込み後管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

（減免）

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金又は手数料を減額し、又は免除することができる。

2 管理者は、水道使用者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者から申請があつたときは、その者の基本料金に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を免除することができる。ただし、その者の給水管の呼び径が30ミリメートル以上であるもの（以下「30mm以上の使用者」）にあつては、基本料金と1月当たり使用水量5立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を免除することができる。

- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受ける者
- 二 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者

3 前項に規定する場合において、その者の料金が中途使用の場合の料金であるときは、同項の規定にかかわらず、その者の料金から免除することができる額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

- 一 当該料金を第23条第2項第1号の規定により算定する場合 一月当たりの基本料金を日割計算して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、30mm以上の使用者にあつては、一月当たりの基本料金と一月当たりの換算使用水量5立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額を日割計算して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- 二 当該料金を第23条第2項第2号の規定により算定する場合 一月当たりの基本料金をそれぞれ日割計算して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額。た

だし、30mm以上の使用者にあつては、それぞれの一月当たりの基本料金と先計算月水量及び後計算月水量のそれぞれ5立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額をそれぞれ日割計算して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額

- 4 管理者は、水道使用者が、口座振替の方法により料金を納入するときは、その者の料金から一月分当たり50円に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げ、料金が50円に100分の110を乗じて得た額を超えないときは当該料金の額とする。）を減額することができる。ただし、水道使用者の責めに帰すべき事由により、料金が、管理者が別に定める納期限までに納入されなかつたときは、この限りでない。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置について、検査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

- 2 管理者は、量水器の管理上または点検上必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置について、調査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

（水道の管理上の整備工事）

第31条の2 管理者は、配水管の移設その他特別の理由があると認めた場合は、給水装置の所有者、占有者その他の利害関係人の同意がなくても、給水装置を改造し、又は修繕することができる。

（給水の停止）

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 一 給水装置の構造及び材質が、政令第6条の基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第4条第1項の承認を受けずに給水管の口径を変更したとき、又は同条第2項の届出をしないとき。
- 三 水道使用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。
- 四 水道使用者又はその委任を受けた者が、第8条第1項の設計費、同条の工事費、第22条の料金、第29条の手数料（同条第1項第1号、第5号、第6号及び第9号から第13号までに掲げるものを除く。）又は第33条第2項の切離しに要した費用を指定期限内に納入しないとき。
- 五 水道使用者が、正当な理由がなく、第24条の2第1項の使用水量の計量又は第31条第1項の検査若しくは第2項の調査を拒み、又は妨げたとき。
- 六 給水装置の改造又は修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の工事が、管理者又は都指定給水装置工事事業者の施行したものでないとき。（第6条第1項ただし書の規定による工事を除く）

（確認の申込み等）

第32条の2 第13条第2項第2号若しくは第3号又は前条第2号（第4条第1項の承認を受けずに給水管の口径を変更したときの部分に限る。）若しくは第6号の規定に該当する給水装置により水道を使用しようとする者は、当該給水装置が、第4条第1項の承認又は第6条第2項の設計審査及び工事検査の基準に適合していることの確認を申し込むことができる。

- 2 管理者は、前項の確認をした場合においては、給水契約の申込みを承認し、又は給水停止を解

除する。

第32条の3 受水タンク以下の装置を給水装置に改造しようとする者は、第6条第2項の設計審査を申し込む際に、当該受水タンク以下の装置が同項の設計審査及び工事検査の基準に適合していることの確認を併せて申し込むことができる。

2 管理者が前項の確認をした場合は、受水タンク以下の装置を給水装置に改造しようとする者及び当該改造工事を施行する者は、当該受水タンク以下の装置を給水装置として使用することができる。

(給水装置の撤去義務及び切り離し)

第33条 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者（以下「所有者等」という。）は、当該給水装置を使用する見込みがなくなつたときは、あらかじめ管理者に届け出て撤去しなければならない。

2 管理者は、給水装置が使用されていない場合で、水道の管理上特に必要があると認めたときは、所有者等の同意がなくても、当該給水装置を配水管又は他の給水装置からの分岐部分から切り離すことができる。この場合において、切り離しに要した費用は、所有者等の負担とする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

3 前項の規定により切り離した給水装置により再び水道を使用しようとする場合は、給水装置の新設の例による。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する管理者の責任)

第33条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、貯水槽水道の設置、管理、改修等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道に関する報告及び調査)

第33条の3 管理者は、前条の規定の施行に必要な限度において、貯水槽水道の設置者からその管理の状況について報告を求め、又はその職員に、貯水槽水道の設置者の同意を得て、貯水槽水道の用に供する施設のある場所に立ち入り、その管理の状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(貯水槽水道の設置等の届出)

第33条の4 貯水槽水道を設置しようとする者は、あらかじめ貯水槽水道の所在地、設置者の氏名その他の管理者が定める事項を管理者に届け出なければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、前項の規定に基づき届け出た事項に変更があつたとき又は貯水槽水道を廃止したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(貯水槽水道に関する設置者の責任)

第33条の5 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理の状況の検査を行う等必要な措置を講じ、当

該貯水槽水道を適切に管理しなければならない。

第7章 罰則

(過料)

第34条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第4条第1項の承認を受けずに、給水装置の新設又は給水管の口径の変更をした者
- 二 第6条の3第1項の規定に違反して、政令第6条第6号の基準に適合しない構造の給水装置の新設又は改造をした者
- 三 正当な理由がなく、第11条第1項の給水装置の撤去、第14条第1項若しくは第2項の量水器の設置、第24条の2第1項の使用水量の計量、第31条第1項の検査若しくは第2項の調査又は第32条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- 四 第18条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金等を免れた者に対する過料)

第35条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第8章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行について必要な事項は、前2条に定めるものを除き、管理者が定める。

附 則 (令和7年10月17日条例第128号) 抄
この条例は、公布の日から施行する。

◎東京都給水条例施行規程（抄）

昭和33年4月 1日東京都水道局管理規程第 1号

改正 令和7年3月14日水道局管理規程第 2号

目次

第1章 給水装置の構造及び材質（第1条—第9条）

第2章 給水装置の工事及び料金の納期限等（第10条—第22条の4）

第3章 貯水槽水道（第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構成及び付属用具）

第1条 給水装置は、給水管並びにこれを直結する分水せん、止水せん及び給水用機器をもつて構成するものとする。

2 給水装置には、量水器ますその他の付属用具を備えなければならない。

（増圧給水設備等）

第2条 東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号。以下「条例」という。）第15条第2号の増圧給水設備その他の給水設備で管理者が別に定めるもの（以下「増圧給水設備等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する前条第1項の給水用機器をいう。

（1）増圧ポンプ、逆流防止用機器及びその他の機器をもつて構成し、給水管に直結する給水設備（以下「増圧給水設備」という。）

（2）増圧ポンプ以外の増圧給水設備を構成する機器をもつて構成し、給水管に直結する給水設備で、給水栓を設置する建築物の階数、配水管への取付口の口径、所要水量及び取り付ける配水管の水圧について管理者が別に定める基準に適合すると認めるもの（以下「特例直圧給水設備」という。）

2 特例直圧給水設備以下の給水装置の設置者は、事情の変更による給水上の支障に備えて、当該給水装置に直結する増圧ポンプの設置に必要なスペース（以下「増圧ポンプ設置スペース」という。）を設けなければならない。

（給水装置用材料）

第3条 条例第6条第1項の規定により都指定給水装置工事事業者が給水装置の設計又は工事を施行する場合は、東京都水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、同条第2項の設計審査又は工事検査を行うに当たり、当該工事に係る給水装置用材料（以下「材料」という。）が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条の基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の証明が提出されないときは、当該設計審査又は工事検査について合格の決定を保留し、又は不合格とすることができる。

第4条 削除

（給水管の口径）

第5条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさにきめなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第6条 給水管は、公道内の車道部分においては120センチメートル以上、公道内の歩道部分においては90センチメートル以上、私道内においては75センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(材料の特例)

第6条の2 配水管又は道路に敷設された他の給水装置からの分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水せん（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料のうちから条例第6条の4の規定に基づき管理者が指定したものを使用しなければならない。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管

(2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 鋳鉄管

2 前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継ぎ手、仕切弁等の給水用具及びこれらの給水用具を保護するための附属用具については、管理者が指定した材料を使用しなければならない。

3 前2項の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に適合するものであることを示す特別な表示が付された製品

(2) 製品が政令第6条の基準に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 管理者の定める品質管理体制を備えていることについて工場又は事業場ごとに管理者の確認を受けた製造業者等の当該工場又は事業場で管理者の定める規格又は仕様に基づき製造された製品

4 管理者は、第1項又は第2項の規定により指定した材料の品目表を備え、一般の閲覧に供するものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、管理者が、災害等の対策上必要がない、又は施工技術その他の理由によりやむを得ないと認めた場合は、第1項又は第2項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

(量水器の設置位置等)

第7条 量水器は、次の各号に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として建築物の外であつて当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

(3) 点検及び引換作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(量水器の設置基準)

第7条の2 条例第14条第1項に規定する給水装置に量水器を設置する基準は、1建築物に

1 個とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、1 建築物について 2 個以上の量水器を設置することができる。

(1) 増圧給水設備等以下の給水装置が 2 戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

(2) 増圧給水設備等以下の給水装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。

(3) 前 2 号に該当するもののほか、管理者が給水上及び建築物の構造上特に必要があると認めたとき。

3 同一使用者が同一敷地内に設置する 2 以上の建物で水道を使用するときは、当該 2 以上の建物を 1 建築物とみなす。

第 7 条の 3 前条第 2 項（第 3 号に該当するものを除く。）の場合において、量水器を設置する基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 前条第 2 項第 1 号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる増圧給水設備等以下の給水装置については、各戸ごとに設置することができる。

(2) 前条第 2 項第 2 号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる増圧給水設備等以下の給水装置については、次に掲げるところによるものとする。

イ 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できる量水器を設置する。ただし、住宅部分が 2 戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる増圧給水設備等以下の給水装置については、各戸ごとに量水器を設置することができる。

ロ 非住宅部分については、管理者が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できる量水器を設置する。

2 前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めたときは、当該共用部分に量水器を設置することができる。

(受水タンク以下の装置)

第 7 条の 4 条例第 1 4 条第 2 項に規定する特に必要があると認めたときの受水タンク以下の装置に量水器を設置する基準については、第 7 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに前条の規定を準用する。この場合において、「増圧給水設備等以下」とあるのは、「受水タンク以下」と、「給水装置」とあるのは「装置」と読み替えるものとする。

2 量水器を設置する受水タンク以下の装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、量水器の性能及び計量に支障のないものであること。

(3) 量水器の設置、点検及び引換作業を容易に行うことができるものであること。

3 受水タンク以下の装置の設置者は、管理者が量水器の設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

4 量水器は、その設置に関し受水タンク以下の装置の設置者があらかじめ管理者に届け出て、都指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。

5 量水器を設置した受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者及び設置

者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第8条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置または水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、東京都（以下「都」という。）の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管または水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管には、ポンプ（政令第6条に定める基準に適合するものを除く。）を直結させてはならない。

(増圧給水設備の定期点検)

第8条の2 増圧給水設備以下の給水装置の水道使用者等のうち管理責任を有する者は、当該増圧給水設備の次に掲げる機能について、1年以内ごとに1回、定期点検を行わなければならない。

(1) 逆流防止機能

(2) 運転制御機能

(3) 前2号に掲げるもののほか、正常な運転に必要な機能

(給水管防護の措置)

第9条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 軌道下その他電しょくまたは衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 酸、アルカリ等によつて侵されるおそれのある箇所または温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

第2章 給水装置の工事及び料金の納期限等

(給水装置の新設等の承認)

第10条 条例第4条第1項の承認は、次に掲げる要件を満たす場合に行う。

(1) 当該承認に係る給水装置の設置による新規所要水量が、分岐予定の配水管又は既設給水管の給水能力の範囲内であること。

(2) 給水管の口径が、第5条に規定する基準を満たすものであること。

(3) 量水器の設置についての第7条の2から第7条の4までの基準に適合するものであること。

(4) その他管理者の給水管理に支障を及ぼさないこと。

2 条例第4条第1項に規定する承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとする者は、改めて管理者の承認を受けなければならない。

3 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

(工事の届出等)

第10条の2 条例第4条第2項に規定する届出は、工事の完成図を添えて行うものとする。

ただし、給水装置の工事に関する届出等に係る情報処理システム(以下「給水装置工事関係システム」という。)を使用して同項の規定により届け出るべき事項及び工事の完成図の電磁的記録を管理者に送信することにより届出を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、工事について条例第6条第2項に規定する工事検査を受けたときは、届出をしたものとみなす。

3 条例第4条第2項ただし書に規定する管理者が別に定める工事とは、修繕工事のうち部分修繕工事をいう。

(支分引用者への通知)

第11条 支分引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。

(設計及び工事の申込み)

第11条の2 条例第6条第1項の設計及び工事を管理者に申し込む場合は、当該設計及び工事に係る申込書を管理者に提出することにより行うものとする。

2 前項に規定する設計及び工事の申込みは、給水装置工事関係システムを使用して同項の申込書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を管理者に送信することにより行うことができる。

(設計審査)

第12条 都指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、条例第6条第2項の設計審査を当該設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 前項に規定する設計審査の申請は、給水装置工事関係システムを使用して同項の申請書に記載すべき事項及び設計図の電磁的記録を管理者に送信することにより行うことができる。

(工事検査)

第12条の2 都指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合において、条例第6条第2項各号に掲げるときは、当該工事検査に係る申請書により、速やかに管理者に工事検査の申請をしなければならない。

2 前項の工事検査のうち条例第6条第2項第2号に規定するものの申請に当たっては、当該申請書に完成図を添えて行わなければならない。

3 第1項の検査の結果、管理者から手直しを指示されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する工事検査の申請は、給水装置工事関係システムを使用して当該工事検査に係る申請書に記載すべき事項(同項に規定する工事検査の申請にあつては、完成図の電磁的記録を含む。)を管理者に送信することにより行うことができる。

(設計審査等の除外工事)

第12条の3 条例第6条第2項ただし書に規定する管理者が別に定める工事とは、給水装置の修繕をいう。

(工費表)

第13条 管理者は、管理者が施行する給水装置工事の設計費及び工事費の算出の基礎となる工費表を備え、一般の閲覧に供するものとする。

(工事費の予納及び概算額の清算)

第14条 管理者が施行する給水装置工事の工事費の予納については、工事費の概算額を通知

した日から1月を経過し、かつ、催告を発しても納入がなされないときは、その工事の申込は取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の工事費概算額を予納したもので、納入の日から3月を経過しても工事着手の依頼がなされないときは、その工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 管理者の責に帰さない事由により工事が遅延した場合の工事費の概算額の清算は、当該事由がなくなつたときに適用する前条の工費表により算出して得た工事費による。

(管理者が別に定める申込者等)

第14条の2 条例第8条第1項ただし書きに規定する管理者が別に定める申込者は、給水装置工事関係システムを使用して条例第6条第1項の設計を申し込む者とする。

第14条の3 条例第29条第1項ただし書きに規定する管理者が別に定める申込者は、次に掲げる者とする。

- 一 電子情報処理組織を使用して条例第六条第一項の指定を申請する者
- 二 給水装置工事関係システムを使用して条例第六条第二項の設計審査を申し込む者
- 三 給水装置工事関係システムを使用して条例第六条第二項第一号の工事検査を申し込む者
- 四 電子情報処理組織を使用して条例第六条第三項の指定の更新を申請する者
- 五 電子情報処理組織を使用して条例第六条の二第二項の指定事業者証の再交付を申請する者

(給水装置関係文書及び給水装置関係電磁的記録)

第14条の4 条例第29条第1項第9号に規定する給水装置関係文書及び同項第11号に規定する給水装置関係電磁的記録は、別表のとおりとする。

第14条の5 条例第二十九条第二項に規定する管理者が別に定める者は、第14条の3第二号及び第三号に掲げる者とする。

(確認の申込み等)

第15条 条例第32条の2の規定により管理者に確認を申し込む場合は、当該確認に係る申込書に水道を使用しようとする給水装置の図面を添えて行わなければならない。

2 第3条の規定は、前項の確認に準用する。

(切り離し費用)

第16条 条例第33条第2項ただし書に規定する管理者が別に定める場合とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配水管の移設等管理者が施行する工事に際して、給水装置を切り離す場合
- (2) 所有者等が確認できない場合又は所有者等の所在が不明の場合
- (3) 前各号に定める場合のほか、所有者等の負担とすることが不相当と管理者が認めた場合

第17条から第20条の2まで削除

(料金の端数処理)

第20条の3 条例第23条第1項に規定する料金の端数金額の切捨て並びに条例第30条第2項に規定する料金から免除することができる額及び条例第30条第4項に規定する料金から減額することができる額の端数金額の切上げは、料金の算定ごとに行う。

(共同住宅扱いの適用基準)

第20条の4 条例第23条の4に規定する管理者が定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 共同住宅の屋内に水せんが設置されており、当該共同住宅において水道をもつばら家事の用に使用すること。

(2) 各戸ごとに量水器が設置されていないこと。

2 前項の共同住宅において1室（1居住区画をいう。以下同じ。）に2世帯以上居住するものであつても1室をもつて1戸とみなす。

(住宅店舗等併用建物の適用基準)

第20条の5 条例第23条の6に規定する管理者が別に定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅部分と非住宅部分との水道使用者が同一でないこと。

(2) 非住宅部分の床面積が住宅部分の床面積未満であること。

(3) 増圧ポンプ、増圧ポンプ設置スペース又は受水タンクの前の給水管の呼び径（以下「親の呼び径」という。）が、30ミリメートル以上であること。

(4) 次のいずれかに該当すること。

イ 非住宅部分の給水管の呼び径が親の呼び径以上であること。

ロ 非住宅部分の給水管の呼び径が親の呼び径未満であり、かつ、当該給水管の呼び径が条例第23条の3第1項の表において、当該親の呼び径が属する項と同一の項に属すること。

(住宅店舗等併用建物の給水管の呼び径)

第20条の6 条例第23条の6の規定が適用される場合において、当該給水管の呼び径は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第4号イに該当する場合 基本料金の算出の基礎となる給水管の呼び径は、条例第23条の2第1項の表の当該親の呼び径が属する項の前の項の呼び径とし、従量料金の算出の基礎となる給水管の呼び径は、条例第23条の3第1項の表の当該親の呼び径が属する項の前の項の呼び径のうち最も大きい呼び径とする。

(2) 前条第4号ロに該当する場合 従量料金の算出の基礎となる給水管の呼び径は、条例第23条の3第1項の表の当該親の呼び径が属する項の前の項の呼び径のうち最も大きい呼び径とする。

(増圧給水設備受水タンク併存建物の給水管の呼び径等)

第20条の7 増圧給水設備以下の給水装置と受水タンク以下の装置とが併存する建物において、第7条の3第1項第2号ロ（第7条の4において準用する場合を含む。）の規定により、増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下の装置に各非住宅部分に係る使用水量を一括して計量できる量水器をそれぞれ設置する場合における水道の使用については、同一使用者が同一敷地内において2以上の量水器により水道を使用するものとみなす。

2 前項の場合において、第20条の5第4号に規定する非住宅部分の給水管の呼び径は、条例第23条の2第1項の表において、当該各量水器に係る給水管の呼び径に対応する基本料金に相当する額の合計額に対応する給水管の呼び径が同表にあるときはその給水管の呼び径とし、対応する給水管の呼び径が同表にないときは当該合計額の直近下位に相当する額に対応する給水管の呼び径とする。

3 第1項の場合において、条例第23条の6の規定が適用されるときは、第20条の5第4号ロに該当するもののうち、前項の合計額が条例第23条の2第1項の表において、当該親の呼び径が属する項の前の項に規定する額を超えるものに係る基本料金は、同表の当該親の呼び径が属する項の前の項に規定する額とする。

(毎月検針扱い)

第20条の8 条例第24条の2第1項の1月の計量期間ごとの定例日に使用水量を計量するもの(以下「毎月検針扱い」という。)は、年間使用水量の1月平均が1,000立方メートルを超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 共同住宅扱いのもの
 - (2) 街頭又は公園(有料で使用させる公園を除く。)等において、公衆便所、公衆用水飲み栓その他の公衆の用に水道を使用するもの
 - (3) 条例第16条第1項第2号の公衆浴場営業に水道を使用するもの
 - (4) 条例第3条の給水区域のうち、同条第1号に定める区域を除く区域において水道を使用するもの
 - (5) 条例第14条第1項の規定に基づき、増圧給水設備等以下の給水装置に量水器を設置するものであつて、増圧ポンプ又は増圧ポンプ設置スペースの前の給水装置に設置する量水器を経由するもののうち、管理者が別に指定するもの
 - (6) 条例第14条第2項の規定に基づき、受水タンク以下の装置に量水器を設置するものであつて、給水装置に設置する量水器を経由するもののうち、管理者が別に指定するもの
- 2 管理者は、前項の毎月検針扱いを除くほか、建築物の構造その他計量上特に必要があると認められた場合は、毎月検針扱いとするものを別に定めることができる。

(隔月検針扱い)

第20条の9 条例第24条の2第1項の2月の計量期間ごとの定例日に使用水量を計量するものは、前条の毎月検針扱い以外のものとする。

第20条の10から第20条の13まで削除

(使用水量の認定)

第20条の14 条例第25条第2項に規定する使用水量の認定におけるその他の事情による場合は、次の各号のいずれかに掲げる水量を基準として定める。

- (1) 前年同期の計量水量
- (2) 前回の計量水量に前年の同時期における季節的変化率を乗じて得た水量
- (3) 前回の計量日以後における計量水量の日割計算の方法によって得た水量
- (4) 前3号以外の使用実績又は水道の使用実態等を考慮して定める水量若しくは計量によって得た水量

(使用水量の推定)

第20条の15 条例第25条の2第1項の規定による使用水量の推定は、続けて2回までとする。

2 条例第25条の2第2項に規定する使用水量の推定におけるその他の事情による場合は、前条各号(第4号に定める計量によつて得た水量を除く。)のいずれかを準用して行う。

(指定納付受託者による納付の方法による徴収)

第20条の16 水道使用者が、条例第28条に規定する指定納付受託者(以下単に「指定納付受託者」という。)に料金の納付を委託することができるのは、当該水道使用者の計量期間ごとの料金が次に掲げる要件を満たす場合に限るものとする。

- (一) 料金を指定納付受託者が納付することができること。
- (二) 公共下水道の使用に係る料金その他の料金と併せて徴収する料金以外の収入金がある場合に

つては、当該料金以外の収入金はその徴収方法として指定納付受託者による納付によることができ、かつ、指定納付受託者が納付することができること。

(料金等の納期限)

第21条 料金、手数料、設計費及び工事費の納期限は、その徴収方法の種別に従い、次に定めるところによる。

(一) 払込み又は指定納付受託者による納付の方法による場合は、納入通知書（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）を発送又は送信した日から10日

(二) 口座振替による納付の方法による場合は、納入通知書を発送又は送信した日から7日

(消防演習立会の手数料)

第22条 消防演習立会の手数料は、当該演習が消防組織法（昭和22年法律第226号）に基いて設置された消防機関によって行われる場合には、徴収しない。

(料金免除の申請)

第22条の2 条例第30条第2項に規定する料金の免除の申請は、「基本料金等免除申請書」の提出をもつて行う。

(公衆浴場営業)

第22条の3 条例第16条第1項第2号にいう公衆浴場営業とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、同法第二条第三項の規定による条例で定める普通公衆浴場であつて、公衆の利用に供するための業として経営するものをいう。

第22条の4 前条に規定する公衆浴場営業において、水道を公衆浴場営業の用（営業主の家事の用を含む。以下同じ。）及びそれ以外の用に使用する場合の給水装置又は受水タンク以下の装置の構造は、公衆浴場営業の用とその他の用との使用水量を区分して計量できる装置でなければならない。この場合において、第7条の2から第7条の4までの規定にかかわらず、当該区分した装置ごとに量水器を設置する。

第3章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理及び管理の状況の検査の基準)

第23条 条例第33条の5第2項に規定する必要な措置は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成14年東京都条例第169号。以下「小規模貯水槽水道等条例」という。）に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、簡易専用水道以外の貯水槽水道のうち、小規模貯水槽水道等条例が適用されないものの設置者が講ずる条例第33条の5第2項に規定する必要な措置は、次に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第4章 雑則

(水道使用上の注意)

第24条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

附 則（令和 7 年水管規程第 2 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 4 条の 4 関係）

給水装置 関係文書	給水装置工事申請申込書 給水装置関係各種届出書 指定給水装置工事事業者工事調書 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書 工事調書 取付替工事調書 メータ設置承認申請書 受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書
給水装置 関係電磁的 記録	給水装置の工事に関する届出又は申請が給水装置工事関係システムを使用して行われた場合における当該届出又は申請に係る電磁的記録

備考 表中の給水装置関係文書に相当する旧名称の文書及びこれに付属し、又はこれを補完する文書を含む。

◎東京都指定給水装置工事事業者規程（抄）

平成10年3月31日水道局管理規程第13号

改正 令和元年9月26日水道局管理規程第8号

改正 令和6年3月 日水道局管理規程第8号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 都指定給水装置工事事業者の指定等(第4条—第11条)

第3章 都指定給水装置工事事業者の義務(第12条—第14条)

第4章 都指定給水装置工事事業者審査委員会(第15条—第21条)

第5章 雑則(第22条—第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、都指定給水装置工事事業者について必要な事項を定め、もって給水装置の工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「管理者」とは、東京都水道事業管理者をいう。

5 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をいう。

(業務処理の原則)

第3条 都指定給水装置工事事業者は、法、政令、施行規則、条例、東京都給水条例施行規程（昭和33年東京都水道局管理規程第1号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示に従い、誠実にその業務を行わなければならない。

2 都指定給水装置工事事業者が、東京都工業用水道条例（昭和38年東京都条例第72号。以下「工業用水道条例」という。）第8条第1項の規定により工業用水道に係る給水装置の工事を施行するときは、同条例及び東京都工業用水道条例施行規程（昭和38年東京都水道局管理規程第9号。以下「工業用水道条例施行規程」という。）及び同規程において準用するこの規程並びにこれらの規定に基づく東京都工業用水道事業管理者の指示に従い、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 都指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 条例第6条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 都指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- 二 条例第3条の給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下単に「事業所」という。)の名称及び所在地
- 三 第6条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び当該給水装置工事主任技術者が法第25条の5第1項の規定により国土交通大臣及び環境大臣から交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号
- 四 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 五 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- 一 第5条第1項第3号のイからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 二 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号の書類は、施行規則様式第2によるものとする。

(指定の更新の申請)

第4条の2 前条の規定は、条例第6条第3項の指定の更新について準用する。この場合において、前条中「第6条第1項の指定」とあるのは「第6条第3項の指定の更新」と、「指定を受けようとする者」とあるのは「指定の更新を受けようとする者」と読み替えるものとする。

2 条例第6条第3項の指定の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定事業者証)

第4条の3 条例第6条の2の都指定給水装置工事事業者証(以下「指定事業者証」という。)は、別記様式による。

(指定の基準)

第5条 管理者は、第4条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第1項第6条の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ニ 水圧テストポンプ
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 施行規則第20条の2に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新の基準)

第5条の2 前条(第3号ニを除く。)の規定は、条例第6条第3項の指定の更新について準用する。この場合において、前条中「指定」とあるのは「指定の更新」と読み替えるものとする。

(給水装置工事主任技術者の選任等)

第6条 都指定給水装置工事事業者は、条例第6条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに、法第25条の5第1項の規定により国土交通大臣及び環境大臣から免状の交付を受けた者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 都指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 都指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 都指定給水装置工事事業者は、第1項又は第2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

(給水装置工事主任技術者の職務等)

第7条 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条の基準に適合していることの確認
- 四 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡調整を行うこと。
 - イ 配水管に給水管を取り付け、又は配水管から給水管を撤去する工事における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - ロ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整

2 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(変更等の届出)

第8条 都指定給水装置工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 法人にあつては、役員の名

- 四 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。
- 一 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- 二 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則様式第2による第5条第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

- 第9条** 管理者は、都指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条第1項の指定を取り消すことができる。
- 一 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 第6条の規定に違反したとき。
- 三 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第12条(工業用水道条例施行規程第5条の2において準用する場合を含む。)に規定する給水装置工事(工業用水道事業に係る給水装置の工事を含む。以下本条において同じ。)の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第13条(工業用水道条例施行規程第5条の2において準用する場合を含む。)の規定による管理者又は東京都工業用水道事業管理者(以下「管理者等」という。)の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 第14条(工業用水道条例施行規程第5条の2において準用する場合を含む。)の規定による管理者等の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が、配水管その他の管理者等が管理する水道施設又は工業用水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により条例第6条第1項の指定を受けたとき。

(指定の停止)

- 第10条** 前条各号のいずれかに該当する場合において、管理者は、都指定給水装置工事事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、前条の規定により指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

(指定事業者証の返納及び提出)

- 第11条** 条例第6条の2の規定により指定事業者証の交付を受けている都指定給水装置工事事業者は、第8条第1項の規定により事業の廃止の届出をし、又は第9条の規定により管理者から指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を管理者に返納しなければならない。
- 2 前項の都指定給水装置工事事業者は、第8条第1項の規定により事業の休止の届出をし、又は第10条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に提出しなければならない。

第3章 都指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第12条 都指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- 一 給水装置工事（施行規則第13条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、第6条第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第7条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管に給水管を取り付け、若しくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- 三 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 政令第6条の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 完成図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 第7条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第13条 管理者は、都指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し法第17条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した都指定給水装置工事事業者に対し、当該工事に関し前条第1号の規定により指名された給水装置工事主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の給水装置工事主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第14条 管理者は、都指定給水装置工事事業者に対し、当該都指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第4章 東京都指定給水装置工事事業者審査委員会

(設置)

第15条 都指定給水装置工事事業者に関する指定の取消し及び指定の効力の停止に係る処分の公平を期すため、東京都指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、第9条の規定による指定の取消し及び第10条の規定による指定の効力の停止に関する事項を調査し、審議する。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、委員長及び委員を持って組織する。

2 委員長には、次長又は技監の職にある者をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務部長、給水部長、多摩水道改革推進本部技術調整担当部長、総務部総務課長、浄水部工業用水道担当課長、給水部管理課長、給水部給水課長及び多摩水道改革推進本部調整部技術指導課長の職にある者並びに管理者が指名した者若干名

二 管理者が委嘱した者

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(委員長の職務及び代理)

第18条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(定足数及び表決数)

第19条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で議決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、給水部給水課において処理する。

(運営細目)

第21条 この規定に定めるものを除くほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な細目は、委員会の議を経て、委員長が定める。

第5章 雑則

(公示)

第22条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

一 条例第6条第1項の規定により都指定給水装置工事事業者を指定したとき。

二 第8条第1項の規定により都指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

三 第9条の規定により都指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。

四 第10条の規定により都指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したとき。

(講習会)

第23条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、都指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者その他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他の者が実施する講習会等についての情報の提供等を行うことができる。

(施行細目)

第24条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
(東京都指定水道工事店規程等の廃止)
 - 2 東京都指定水道工事店規程(昭和53年東京都水道局管理規程第11号。以下「旧指定店規程」という。)は、廃止する。
 - 3 多摩地区市町水道の都営統合に伴う東京都指定水道工事店規程の適用の経過措置に関する規程(昭和49年東京都水道局管理規程第26号)は、廃止する。
 - 4 東京都指定水道工事店審査委員会規程(昭和36年東京都水道局管理規程第5号)は、廃止する。
(都給水装置技術者等に関する経過措置)
 - 5 この規程の施行の日の前日(以下「施行日の前日」という。)において、現に旧指定店規程第17条に規定する給水装置技術者(以下「都技術者」という。)又は給水装置配管技能者(以下「都配管技能者」という。)の登録資格を有する者で、旧指定店規程第18条第1項の規定による登録を受けていない者については、施行日の前日に当該登録を受けたものとみなす。
 - 6 管理者は、前項の規定により登録を受けたものとみなされる都技術者及び都配管技能者には、旧指定店規程第19条第1項の給水装置技術者証及び給水装置配管技能者証は交付しない。
 - 7 施行日の前日において都技術者の登録を受けている者が水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項の規定により給水装置工事主任技術者試験の全部の免除を受ける場合における当該登録の効力は、なお従前の例による。
(旧指定水道工事店に関する経過措置)
 - 8 施行日の前日において、現に東京都給水条例の一部を改正する条例(平成10年東京都条例第56号。以下「一部改正条例」という。)による改正前の条例第6条第1項の規定による都指定水道工事店の指定を受けている者(以下「旧指定工事店」という。)が、一部改正条例附則第4項の規定による届出を行うときは、旧指定店規程第9条の規定により交付を受けた都指定水道工事店証を管理者に返納しなければならない。
 - 9 前項の規定による返納を行った旧指定工事店が、一部改正条例による改正後の条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の2の指定事業者証の交付を申請したときは、管理者は、無償でこれを行う。
 - 10 一部改正条例附則第4項の規定により、改正後の条例第6条第1項の指定を受けたものとみなされた者について、第9条の規定を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号又は第3号から第8号まで」と、同条第1号中「第5条各号」とあるのは、「第5条第2号又は第3号」とする。
 - 11 前項の者について、第12条の規定を適用する場合においては、経過措置期間は、同条第1号、第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は都技術者」とする。
 - 12 旧指定店規定第2条の2の規定により受け付けた設計審査及び同規程第2条の3の規定により受け付けた工事検査については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成27年水管規程第36号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和元年水管規程第6号)
この規程は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和元年水管規程第 8 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年水管規程第 8 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 4 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

別記様式（第 4 条の 3 関係）

指定番号 第 号

都指定給水装置工事事業者証

氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日指定

上記の者は東京都指定給水装置
工事事業者であることを証します

有効期限 年 月 日

発行日 年 月 日

東京都水道局長

印

（日本産業規格 A 列 4 番）

◎ 建築基準法（抄） （昭和25年法律201号）

第36条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

◎ 建築基準法施行令（抄） （昭和25年政令第338号）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

（一から三略）

四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

（六から八略）

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の配置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

◎ 建設業法（抄） （昭和24年法律100号）

（目的）

第1条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

（建設業の許可）

第3条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの

二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受け

たときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

(建設工事の請負契約の原則)

第18条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

(建設工事の請負契約の内容)

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し

十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十三 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十五 契約に関する紛争の解決方法

十六 その他国土交通省令で定める事項

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(建設工事の見積り等)

第20条

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第19条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない

別表第一

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

◎ 建設業法施行令（抄） （昭和31年政令第273号）

（法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事）

第1条の2 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

3 注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

（法第3条第1項第2号の金額）

第二条 法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、4,000万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合には、6,000万円とする。